

社会福祉法等の一部を改正する法律の 施行に伴う主な政省令事項について (案)

会計監査人の設置義務法人の範囲

- 改正法においては、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査を義務付けることとしたところである。
- この一定の事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人又は負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人とすることが適当とされたところである。
- 会計監査人の導入は、今回の改革の柱の一つであり、しっかりとした監査体制を構築し、社会福祉法人への信頼を確立するとともに、法人の経営力強化・効率的な経営の観点からも、一定の規模を超える社会福祉法人に会計監査人による監査を義務付け、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ることが重要である。
- 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。
- このような状況を踏まえると、会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当と考える。
- 具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
 - ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
 - ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

評議員の員数に係る経過措置

- 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号。以下「改正法」という。)においては、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図る観点から、評議員会について、これまでの任意の諮問機関から、必置の議決機関としたところである。
- この際、小規模法人に配慮する観点から、一定の事業規模を超えない法人については、評議員の員数について、本来、理事の員数(6人以上)を超える数とするところ、施行から3年間、4人以上とすることとしている。
- この一定の事業規模については、社会福祉施設を1か所経営する社会福祉法人とするとの考え方もあったが、保育所などの小規模の施設を2か所経営している法人と、特養などの一定規模の施設を1か所経営している法人を比較した場合に、後者を小規模とすることは必ずしも適当ではないのではないかという意見があった。
- このため、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である4億円を超えない法人とする。

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書(平成25年度決算)から、集計・分析を行ったところ、社会福祉法人のサービス活動収益の平均は、4億円となっている。(社会・援護局福祉基盤課調べ)

1. 政令で規定する事項

(1) 会計監査人設置の基準

- 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定する。

※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

(2) 評議員数に関する経過措置

- 評議員に関する経過措置(3年間は4人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益4億円を超えない法人と規定する。

(3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正)

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

2. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※ 法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

(3) 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実計画について、
 - ・ 計画への記載事項(法人の基本情報や資金計画等)
 - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項(事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの)などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

3. 施行期日

平成29年4月1日

※政省令案は、今後パブリックコメントを行い、本年10月下旬～11月目途に公布。